

報告事項 1

令和7年度 事業計画

月	計 画 事 項	説 明
4 月	協会報発行（第 276 号） 第 1 回足場組立て等特別教育（8 日） 第 1 回テールゲートリフター特別教育（9 日） 第 1 回金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習（10 日） 第 1 回化学物質管理者講習に準ずる講習（11 日） 第 1 回クレーン運転業務に係る特別教育（12, 13 日） 新入社員安全衛生教育（15 日） 第 1 回保護具着用管理責任者教育（16 日） 第 1 回玉掛け技能講習（17, 18, 20 日） 第 1 回製造業職長教育（22, 23 日） 第 1 回刈払機取扱作業安全衛生教育（24 日） 第 1 回建設業職長・安全衛生責任者に対する能力向上教育（25 日） 第 1 回フルハース型墜落制止用器具特別教育（26 日） 会計監査（21 日） 第 1 回理事会	安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 福島労働局長登録講習 安衛則第 12 条の 5 に基づく講習 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛法第 60 条に基づく安全衛生教育 安衛則第 12 条の 6 に基づく講習 福島労働局長登録講習 安衛法第 60 条に基づく安全衛生教育 厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 厚生労働省通達に基づく能力向上教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 令和 6 年度監事による監査 総会提出議案の審議
5 月	第 1 回安全衛生推進者養成講習（8, 9 日） 第 1 回建設業職長・安全衛生責任者教育（13, 14 日） 第 1 回アーク溶接作業特別教育（15, 16 日） 第 1 回ガス溶接技能講習（17, 18 日） 第 1 回リスクアセスメント研修（20 日） 第 1 回 K Y T リーダー研修（21 日） 第 1 回低圧電気取扱業務特別教育（22 日） 定時総会（27 日） 第 2 回理事会（27 日） 第 1 回小型移動式クレーン運転技能講習（29, 30, 6/1） 協会報編集委員会	福島労働局長登録講習 安衛法第 60 条に基づく安全衛生教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 福島労働局長登録講習 安衛法改正による危険・有害性の調査・低減措置（リスクアセスメント）を実施するための研修 ゼロ災運動に基づくリーダー研修 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 提出議案の審議 福島労働局長登録講習 協会報（第 277 号）の編集会議
6 月	全国安全週間準備月間（1～30 日） 第 2 回製造業職長教育（3, 4 日） 第 2 回刈払機取扱作業安全衛生教育（5 日） 第 2 回保護具着用管理責任者教育（6 日） 第 1 回自由研削と石取替業務等特別教育（8 日） 第 1 回高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育（10, 11 日） 第 2 回玉掛け技能講習（12, 13, 15 日） 第 1 回局所排気装置等定期自主検査者養成講習（17, 18 日） { 全国安全週間実施要綱説明会（19 日） { 安全管理研修会 第 1 回安全管理者選任時研修（24, 25 日） 第 2 回金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習（26 日） 第 2 回フルハース型墜落制止用器具特別教育（28 日） 安全・衛生部会合同幹事会	安衛法第 60 条に基づく安全衛生教育 厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 安衛則第 12 条の 6 に基づく講習 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 福島労働局長登録講習 厚生労働省通達に基づく講習 全国安全週間の実施要綱の説明 労働災害防止等についての研修会 安衛法第 19 条の 2 に基づく教育 福島労働局長登録講習 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育
7 月	全国安全週間（1～7 日） 協会報発行（第 277 号） 福島地区産業安全衛生大会（7 日） 第 2 回建設業職長・安全衛生責任者教育（8, 9 日） 第 1 回産業用ロボット（教示・検査）特別教育（10, 11 日） 第 2 回クレーン運転業務に係る特別教育（12, 13 日） 第 1 回有機溶剤業務従事者教育（15 日） 第 2 回アーク溶接作業特別教育（16, 17 日）	安全衛生優良事業場及び功労者の表彰外 安衛法第 60 条に基づく安全衛生教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育

月	計 画 事 項	説 明
7 月	第 3 回保護具着用管理責任者教育(18 日) 第 2 回建設業職長・安全衛生責任者に対する能力向上教育(23 日) 第 3 回玉掛け技能講習(24, 25, 27 日) 第 2 回化学物質管理者講習に準ずる講習(29 日) 第 2 回テールゲートリフター特別教育(30 日)	安衛則第 12 条の 6 に基づく講習 厚生労働省通達に基づく能力向上教育 福島労働局長登録講習 安衛則第 12 条の 5 に基づく講習 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育
8 月	第 1 回酸素欠乏等危険作業特別教育(1 日) 第 2 回ガス溶接技能講習(2, 3 日) 第 3 回刈払機取扱作業安全衛生教育(5 日) 第 1 回粉じん作業従事者特別教育(6 日) 第 2 回局所排気装置等定期自主検査者養成講習(7, 8 日) 第 2 回リスクアセスメント研修(20 日) 第 4 回玉掛け技能講習(21, 22, 24 日) 第 3 回フルハース型墜落制止用器具特別教育(23 日) 第 3 回製造業職長教育(26, 27 日) 第 2 回 K Y T リーダー研修(28 日) 第 2 回低圧電気取扱業務特別教育(29 日) 協会報編集委員会	安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 福島労働局長登録講習 厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 厚生労働省通達に基づく講習 安衛法改正による危険・有害性の調査・低減措置(リスクアセスメント)を実施するための研修 福島労働局長登録講習 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛法第 60 条に基づく安全衛生教育 ゼロ災運動に基づくリーダー研修 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 協会報(第 278 号)の編集会議
9 月	全国労働衛生週間準備月間(1～30 日) 第 2 回安全衛生推進者養成講習(2, 3 日) 第 3 回金属 7-ク溶接等作業主任者限定技能講習(4 日) 第 4 回刈払機取扱作業安全衛生教育(5 日) 第 2 回自由研削と石取替業務等特別教育(7 日) 全国産業安全衛生大会(10, 11, 12 日) ダイオキシン類従事者特別教育(17 日) 第 2 回安全管理者選任時研修(18, 19 日) ┌ 全国労働衛生週間実施要綱説明会(22 日) └ 衛生管理研修会 第 4 回保護具着用管理責任者教育(24 日) 第 2 回小型移動式クレーン運転技能講習(25, 26, 28 日) 労務部会幹事会	福島労働局長登録講習 福島労働局長登録講習 厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 中災防主催(於 大阪府大阪市) 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛法第 19 条の 2 に基づく教育 安全全国労働衛生週間実施要綱の説明 労働衛生等についての研修会 安衛則第 12 条の 6 に基づく講習 福島労働局長登録講習 労務管理研修会等の打合せ
10 月	協会報発行(第 278 号) 全国労働衛生週間(1～7 日) 福島県産業安全衛生大会(3 日) 第 3 回局所排気装置等定期自主検査者養成講習(7, 8 日) 第 2 回足場組立て等特別教育(9 日) 第 3 回 K Y T リーダー研修(10 日) 第 3 回低圧電気取扱業務特別教育(15 日) 第 5 回玉掛け技能講習(16, 17, 19 日) 第 3 回建設業職長・安全衛生責任者教育(21, 22 日) 第 3 回クレーン運転業務に係る特別教育(25, 26 日) 第 1 回化学物質管理者講習(28, 29 日) 第 4 回製造業職長教育(30, 31 日) 第 1 回労務・安全・衛生部会合同幹事会 第 3 回理事会	県基協主催に協力(於 相馬市) 厚生労働省通達に基づく講習 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 ゼロ災運動に基づくリーダー研修 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 福島労働局長登録講習 安衛法第 60 条に基づく安全衛生教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛則第 12 条の 5 に基づく講習 安衛法第 60 条に基づく安全衛生教育 各部会行事の実施状況報告及び今後の打合せ
11 月	第 2 回産業用ロボット(教示・検査)特別教育(5, 6 日) 第 2 回高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育(11, 12 日) 第 6 回玉掛け技能講習(13, 14, 16 日) 第 3 回化学物質管理者講習に準ずる講習(18 日) 労務管理研修会(20 日) 第 3 回アーク溶接作業特別教育(26, 27 日) 第 3 回テールゲートリフター特別教育(28 日) 協会報編集委員会	安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 福島労働局長登録講習 安衛則第 12 条の 5 に基づく講習 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 協会報(第 279 号)の編集会議

月	計 画 事 項	説 明
12 月	第 4 回局所排気装置等定期自主検査者養成講習 (2, 3 日) 第 2 回有機溶剤業務従事者教育 (5 日) 第 3 回ガス溶接技能講習 (6, 7 日) 第 4 回低圧電気取扱業務特別教育 (9 日) 第 2 回足場組立て等特別教育 (11 日) 製造業職長能力向上教育 (12 日) 第 4 回フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 (13 日) 第 3 回自由研削と石取替業務等特別教育 (14 日) 第 3 回安全管理者選任時研修 (16, 17 日) 第 4 回金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 (18 日) 第 3 回リスクアセスメント研修 (19 日)	厚生労働省通達に基づく講習 安衛則第 12 条の 6 に基づく講習 福島労働局長登録講習 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 厚生労働省通達に基づく能力向上教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛法第 19 条の 2 に基づく教育 福島労働局長登録講習 安衛法改正による危険・有害性の調査・低減措置 (リスクアセスメント) を実施するための研修
1 月	協会報発行 (第 279 号) 第 5 回製造業職長教育 (14, 15 日) 第 4 回クレーン運転業務に係る特別教育 (17, 18 日) 第 3 回安全衛生推進者養成講習 (20, 21 日) 第 7 回玉掛け技能講習 (22, 23, 25 日) 第 4 回建設業職長・安全衛生責任者教育 (27, 28 日) 安全管理者能力向上教育 (29 日)	安衛法第 60 条に基づく安全衛生教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 福島労働局長登録講習 福島労働局長登録講習 安衛法第 60 条に基づく安全衛生教育 厚生労働省通達に基づく能力向上教育
2 月	第 4 回自由研削と石取替業務等特別教育 (1 日) 第 3 回高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育 (3, 4 日) 第 5 回金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 (5 日) 第 4 回ガス溶接技能講習 (7, 8 日) 第 3 回建設業職長・安全衛生責任者に対する能力向上教育 (10 日) 第 2 回粉じん作業従事者特別教育 (13 日) 第 4 回化学物質管理者講習に準ずる講習 (24 日) 労災実務研修会 (25 日) 第 4 回アーク溶接作業特別教育 (26, 27 日) 協会報編集委員会	安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 福島労働局長登録講習 福島労働局長登録講習 厚生労働省通達に基づく能力向上教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛則第 12 条の 5 に基づく講習 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 協会報 (280 号) の編集会議
3 月	第 5 回刈払機取扱作業安全衛生教育 (3 日) 第 5 回保護具着用管理責任者教育 (4 日) 第 8 回玉掛け技能講習 (5, 6, 8 日) 第 4 回リスクアセスメント研修 (12 日) 第 4 回 K Y T リーダー研修 (13 日) 第 5 回フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 (14 日) 第 2 回酸素欠乏等危険作業特別教育 (17 日) 第 2 回化学物質管理者講習 (18, 19 日) 第 2 回労務・安全・衛生部会合同幹事会 第 4 回理事会	厚生労働省通達に基づく安全衛生教育 安衛則第 12 条の 6 に基づく講習 福島労働局長登録講習 安衛法改正による危険・有害性の調査・低減措置 (リスクアセスメント) を実施するための研修 ゼロ災運動に基づくリーダー研修 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛法第 59 条、安衛則第 36 条に基づく教育 安衛則第 12 条の 5 に基づく講習 次年度事業計画 (案) についての打合せ
通 年	(1) 福島労働基準監督署の実施する労働条件確保対策、労働災害防止対策、健康確保対策、労災補償対策等に関する業務推進に対する協力。 (2) 福島労働局・県下各労働基準監督署の主唱する無災害推進運動の実施。 (3) 中央労働災害防止協会及び(一社)福島県労働基準協会の実施する各種行事及び災害防止運動に対する協力。 (4) 労働安全衛生法、じん肺法等に定める各種健康診断の実施勧奨及び健康診断機関の斡旋。 (5) 協会備え付け各種器具(熱中症指標計、DVD 等)の会員に対する無料貸出し。 (6) 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等に関する相談、事務手続き等の指導。 (7) 労働安全衛生関係図書及び各種用品の頒布。 (8) 「会報」「労働基準」の無料配布。	